

令和 8 年

上尾市教育委員会 2 月定例会 議案

議 案 名

議案第 1 0 号	上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則の 制定について -----	1
議案第 1 1 号	上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制 定について -----	3
議案第 1 2 号	上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規 則の制定について -----	4
議案第 1 3 号	上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・ 健康確保措置実施計画の策定について -----	5
議案第 1 4 号	令和 8 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針の策 定について -----	6
議案第 1 5 号	公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決に ついて -----	7
議案第 1 6 号	令和 8 年度当初教職員人事異動に係る内申について -----	1 2

議案第10号

上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則の制定について
上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則を次のように定める。

令和8年2月19日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会に対する請願の処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(請願書の提出)

第2条 教育委員会に対し請願しようとする者は、請願書を提出しなければならない。

2 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び所在地）を記載しなければならない。

(請願書の処理)

第3条 前条の請願書を受理したときは、上尾市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、速やかに教育委員会の会議に付するものとする。

(教育長の専決)

第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、請願で軽易な事項については、適宜これを処理することができる。緊急その他やむを得ない事情のあるときも、また同様とする。

2 教育長は、前項の規定により処理した事項は、その旨を教育委員会の会議に報告しなければならない。

(意見陳述の機会)

第5条 請願者は、教育委員会が許可したときは、教育委員会の会議において口頭で意見を述べること（次項において「意見陳述」という。）ができる。

2 意見陳述を希望する請願者は、請願書の提出と同時にその旨を申し出なければならない。

(通知)

第6条 教育委員会は、請願の処理の結果を請願者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、請願の処理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

上尾市教育委員会に対する請願の処理に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 1 1 号

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 9 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上尾市学校運営協議会規則（平成 3 0 年上尾市教育委員会規則第 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 1 2 号

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 9 日 提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施条例施行規則（令和 7 年上尾市教育委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（学校給食費の額の特例）

- 9 小学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和 8 年 3 月分に係る学校給食費を徴収する場合における第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定の適用については、同条第 1 項第 2 号中「5, 0 0 0 円」とあるのは「5, 7 0 0 円」と、同条第 3 項第 2 号中「3 0 0 円」とあるのは「3 1 0 円」とする。
- 1 0 中学校に係る学校給食費負担者（児童生徒が学校給食を受ける場合における当該児童生徒の保護者を除く。）から令和 8 年 3 月分に係る学校給食費を徴収する場合における第 4 条第 1 項第 4 号及び第 3 項第 4 号の規定の適用については、同条第 1 項第 4 号中「5, 9 5 0 円」とあるのは「7, 0 0 0 円」と、同条第 3 項第 4 号中「3 6 0 円」とあるのは「3 8 0 円」とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市の設置する学校において、学校給食法第 3 条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を下記のとおり定める。

令和 8 年 2 月 19 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」のとおり

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員のサービスを監督する教育委員会による計画の策定が義務付けられたことにより、上尾市立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定したいので、この案を提出する。

議案第 14 号

令和 8 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針の策定について
令和 8 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針を下記のとおり策定する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「令和 8 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針」のとおり

提案理由

上尾市教育振興基本計画の基本理念である「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」を実現させるため、令和 8 年度上尾市立小・中学校教育指導基本方針を策定したいので、この案を提出する。

議案第 15 号

公文書非公開決定処分に係る審査請求に対する裁決について
公文書非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり裁決する。

令和 8 年 2 月 19 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

提案理由

公文書非公開決定処分に係る審査請求について、認容し、当該処分を取り消す裁決をしたいので、この案を提出する。

裁 決 書

審査請求人

住所 * * * * *

氏名 * * * * *

処 分 庁 上尾市教育委員会

審査請求人が令和7年12月23日に提起した審査請求人に対する令和7年10月20日付け上教学第580-5号の公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和7年10月6日付けで、【資料】記載の（4）において、「休憩時間を与えなければならない」とされているが職員が休憩時間を取るには、男女別の独立した休憩室があることが必須条件である。そこで、上尾小・大石小・上尾中・大谷中の各校に「男女別の独立した休憩室」があるか否かが判別できる文書・資料等（以下「本件対象文書」という）を公開請求した。
- 2 処分庁は、本件対象文書について、条例第11条第3項の規定に基づき、令和7年10月20日付け上教学第580-5号において、請求内容が判別できる文書・資料等は、保有されていないことを理由として本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和7年12月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、請求した本件対象文書等に関し、公開決定の処分をする

よう審査庁に対して本件審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

本件対象文書について、本件処分の理由として請求内容が判別できる文書・資料等は、保有されていないとしているが、開示を求めた4校には、職員会議等の資料、あるいは新入学児童・生徒保護者説明会等の際に配布された「教室等配置図」もしくは同趣旨の文書・資料等が保有されていると考えられ、請求人は、「〇〇学校教室等配置図」（または同趣旨の文章・資料等）が開示されれば充分であり、配置図の中に「休憩室」が見当たらなければ「配置図に職員休憩室の記載が見当たらないため、明示的な職員休憩室が設けられていない可能性がある」と判断することが可能である。

また、「580-5文書」の「担当課」欄には、学校教育部学務課と記載されており、情報公開請求の実務を担う現在の学務課の副参事兼課長、主幹、副主幹はいずれも上尾市内の教職員として勤務経験を有している。つまり、担当の職員は学校の状況をよく理解しているはずであり、「学校内の部屋のことならば、教室等配置図を示すことができる」という発想・判断がされて当然であると考ええる。

さらに、担当課として文書・資料等を特定する際に、「〇〇学校教室等配置図」が当該資料にあたるかの判断に迷った際に、請求人に連絡をせずに、「文書不存在による非公開処分」とするのは、処分庁として、当該文書・資料等を渉猟したうえでの判断とは言えない。

2 処分庁の主張

本件対象文書について、「男女別の独立した休憩室」について特化している文書・資料と捉え、本件処分を行った。

しかし、開示を求められた4校は、審査請求人が主張する「教室配置図」を保有していることから、本件対象文書を公開することができることを認める。

第3 理由

本件対象文書を保有しているにもかかわらず、本件処分を行ったことは過誤であると認められるため、審査請求人の主張には理由がある。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本裁決に併せ、行政不服審査法第46条第2項第2号の規定により、本件対象文書等に係る公開請求については、その全部を公開する旨の処分をすることとする。

令和8年 月 日

審査庁 上尾市教育委員会

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として（訴訟において上尾市を代表する者は上尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるとき

は、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第16号

令和8年度当初教職員人事異動に係る内申について

令和8年度当初教職員人事異動について、下記のとおり、埼玉県教育委員会に内申する。

令和8年2月19日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

- 1 人事異動の実施日 令和8年4月1日
- 2 内申の内容 別冊「令和7年度当初学校管理職員人事異動(案)」のとおり

提案理由

市立学校の校長及び教頭に係る令和8年度当初人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、埼玉県教育委員会に内申したいので、この案を提出する。